

中央環境審議会土壤農薬部会決定について（案）

土壤制度小委員会、農用地土壤小委員会及び農用地土壤環境基準等専門委員会の廃止について

1. 中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会及び農用地土壤小委員会を廃止することとし、平成13年10月23日付け土壤農薬部会決定「中央環境審議会土壤農薬部会の小委員会の設置について」（以下「部会決定」という。）を下記のとおり改訂する。
 - (1) 部会決定第1項中、「土壤制度小委員会、農用地土壤小委員会及び」を削除する。
 - (2) 部会決定第2項及び第3項を削除する。
 - (3) 部会決定第4項を第2項とする。
 - (4) 部会決定第5項を第3項とし、同項中、「土壤制度小委員会、農用地土壤小委員会及び」を削除する。
 - (5) 部会決定第6項を第4項とし、同項中、「土壤制度小委員会、農用地土壤小委員会及び」を削除する。
2. 平成21年11月30日付け土壤農薬部会決定「中央環境審議会土壤農薬部会の専門委員会の設置について」を廃止する。

中央環境審議会土壤農薬部会の小委員会の設置について（改正案）

平成13年10月23日
平成17年 3月31日改正
平成19年 3月30日改正
平成20年 5月14日改正
平成21年11月30日改正
平成24年 月 日改正
土壤農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会土壤農薬部会に、農薬小委員会を置く。
2. 農薬小委員会は、農薬取締法（以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、法第2条第1項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに法第12条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。
なお、作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。
3. 農薬小委員会の決議は、部会長の同意を得て、土壤農薬部会の決議とすることができる。
4. 部会長は、農薬小委員会に出席し、意見を述べることができる。

中央環境審議会土壤農薬部会の小委員会の設置について
新旧対照表

改正案	現行
<p>中央環境審議会運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。</p> <p>1. 中央環境審議会土壤農薬部会に、<u>農薬小委員会</u>を置く。</p>	<p>中央環境審議会運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。</p> <p>1. <u>中央環境審議会土壤農薬部会に、土壤制度小委員会、農用地土壤小委員会及び農薬小委員会を置く。</u></p> <p>2. <u>土壤制度小委員会は、今後の土壤汚染対策の在り方について調査審議する。</u></p> <p>3. <u>農用地土壤小委員会は、今後の農用地における土壤汚染対策の在り方について調査審議する。</u></p> <p>4. <u>農薬小委員会は、農薬取締法（以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、法第2条第1項の規定に基づく特定農薬の使用若しくは変更並びに法第12条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。</u> なお、作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。</p> <p>5. <u>土壤制度小委員会、農用地土壤小委員会及び農薬小委員会の決議は、部会長の同意を得て、土壤農薬部会の決議とすることができる。</u></p> <p>6. <u>部会長は、土壤制度小委員会、農用地土壤小委員会及び農薬小委員会に出席し、意見を述べることができる。</u></p>
<p>1. 中央環境審議会土壤農薬部会に、<u>農薬小委員会</u>を置く。</p>	<p>1. <u>中央環境審議会土壤農薬部会に、土壤制度小委員会、農用地土壤小委員会及び農薬小委員会を置く。</u></p> <p>2. <u>土壤制度小委員会は、今後の土壤汚染対策の在り方について調査審議する。</u></p> <p>3. <u>農用地土壤小委員会は、今後の農用地における土壤汚染対策の在り方について調査審議する。</u></p> <p>4. <u>農薬小委員会は、農薬取締法（以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、法第2条第1項の規定に基づく特定農薬の使用若しくは変更並びに法第12条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。</u> なお、作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。</p> <p>3. <u>農薬小委員会の決議は、部会長の同意を得て、土壤農薬部会の決議とすることができる。</u></p> <p>4. <u>部会長は、農薬小委員会に出席し、意見を述べることができる。</u></p>

中央環境審議会土壤農薬部会の専門委員会の設置について

平成21年11月30日
土壤農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第9条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会に置く専門委員会について、次のとおり定める。

1. 中央環境審議会土壤農薬部会に、農用地土壤環境基準等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）のうち農用地に係る環境基準及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に係る専門的事項について調査する。
3. 専門委員会に属するべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
4. 専門委員長は、専門委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び委員会の議案を専門委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
5. 部会長は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

1 今後の中央環境審議会の運営等のあり方について（提言） （鈴木会長報告）

【1. 背 景】

中央環境審議会は、平成5年の環境基本法の施行に伴い、それまでの中央公害対策審議会を改組して設置された。

平成13年の中央省庁等再編に伴う環境省設置に併せて、環境庁時代の中央環境審議会、自然環境保全審議会、瀬戸内海環境保全審議会に加え、総理府の動物保護審議会、厚生省の生活環境審議会廃棄物処理部会の5つの審議会を統合して、新たな中央環境審議会（以下「審議会」という。）が発足した。

現在、15部会において鋭意調査審議を行い、環境大臣等からの諮問に応じ、また審議会自らも意見具申を行っているところである。

環境基本法施行から20年弱、新たな審議会が発足し10年余が経過し、地球環境問題の高まりや、昨年の東日本大震災を受けた新たな環境問題の対応など昨今の環境行政を取り巻く状況も大きく変化してきている。本年4月の第17回総会において、今後の審議会の運営等のあり方について議論され、これを踏まえて各部会長と意見交換を行ったところである。

【2. 論 点】

総会における議論や各部会長との意見交換を通じて、審議会の運営等について以下のような問題提起や提案がなされた。

（1）部会の議論の活性化

所属委員数の多い部会は、時間の制約から各委員が1回程度の発言機会しかなく、委員相互間の活発な議論が行われない状況にある。特に、合同部会は委員数が多くその傾向が強いとの指摘があった。

（2）部会間の議論の調整

複数の部会に関係するような課題をどの部会で議論すべきかという手続的な問題に加えて、一方の部会長が、関連する他の部会における議論の進捗状況がわからないと議論を進めにくいとの課題もある。

例えば、化学物質の問題は非常に多くの部会に関連するが、化学物質施策全体の議論はどの部会でもできていないとの指摘があった。

この点について、部会をもっと大括りに再編し、効果的・効率的に議論ができる仕組みにしてはどうかとの提案があった。

(3) 小委員会、専門委員会の整理見直し

小委員会には、定型的な判定や審査を行うものと環境政策の提案を行うものがあるが、部会と小委員会の役割分担をどう整理すべきかの問題提起があった。

また、過去に設置されたが、長く開催されていない小委員会や専門委員会は廃止することとし、一定期間開催されていないものは、自動的に整理される仕組みにしてはどうかとの提案があった。

【3. 提 言】

上記の意見を踏まえ、来年1月からスタートする新たな審議会においては、新しいニーズに的確に対応した実質的な審議を行うためにも、その運営について、以下の事項について見直しを図るべきであり、そのために必要な議事運営規則の改正その他の制度的な措置を講ずるべきである。

(1) 部会の統廃合

関連の深い議案を審議する部会の統合を図る。具体的には、次の各部会は、次期の審議会において統合するものとする。また、審議を終了した21世紀環境立国戦略特別部会は廃止する。

- ・ 廃棄物・リサイクル部会と循環型社会計画部会の統合
- ・ 環境保健部会と石綿健康被害判定部会の統合
- ・ 水環境部会と瀬戸内海部会の統合
- ・ 21世紀環境立国戦略特別部会の廃止

(2) 機動的な審議

二以上の部会の所掌に係る議案を審議する場合において、より迅速かつ機動的に調査審議を行うために、会長が適当な一の部会を指定して調査審議をできるようにする。

(3) 議論の活性化（部会所属委員の削減）

各部会における活発な審議を促進する観点から、次期委員の選定において、一部会当たりの構成委員数をできる限り抑制する。

(4) 部会間の連携の促進

関わりの深い部会間の議論の進捗等を共有する観点から、一方の部会長や主要な委員が、他方の部会に所属し、あるいは議論に参加するなど、適切な連携が図られるよう工夫を行う。

(5) 小委員会、専門委員会の整理見直し

一定期間開催実績のない小委員会や専門委員会は、原則廃止とすることとし、具体的に、現在2年以上開催実績のない小委員会、専門委員会については、次回の各部会において廃止の手続きをする。

(6) 総会における議論の活性化

社会経済の変化に応じた環境政策全体の方向性を審議するため、総会における議論をより活性化する。審議会としての大所高所からの考え方をとりまとめるとともに、そのために必要に応じて機動的に少人数の委員による非公式な議論の場を設けることとする。

以 上

小委員会・専門委員会の開催状況

委員会名	設置年月	直近開催日	過去の開催回数	見直し案
土壌制度小委員会	H20.5.14	H22.1.20	13回	廃止
農用地土壌小委員会	H21.11.30	H22.3.24	3回	廃止
農薬小委員会	H17.3	H24.10.30	32回	存続
農用地土壌環境基準等専門委員会	H21.11.30	H21.12.11	1回	廃止